

第120回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
当社清水工場2階会議室

議案

- 第1号議案 剰余金配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件

目次

第120回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(提供書面)	
事業報告	11
連結計算書類	29
計算書類	39
監査報告	49

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）又はインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

株主各位

(証券コード 6286)

2022年6月8日

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号

静 甲 株 式 会 社

取締役社長 鈴木 恵子

第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、以下の「議決権行使のご案内」に記載のとおり、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

議決権行使のご案内



株主総会への出席により
議決権を行使していただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



書面（郵送）により
議決権を行使していただく場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに到着するようご返送ください。



インターネット等により
議決権を行使していただく場合



「インターネット等による議決権行使のご案内」（3頁～4頁）をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、
2022年6月23日（木曜日）午後5時15分までに賛否をご入力ください。

記

1 日 時	2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号 当社清水工場2階会議室 <small>（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）</small>
3 目的事項	報告事項 1. 第120期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第120期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役8名選任の件
4 議決権行使についてのご案内	3頁～4頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- (お 願 い)** 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- (お知らせ)** 本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.seiko-co.com>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ)

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意の上、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場においては感染予防のための措置を講じることがありますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
○○○○○○○ 御中
株主総会日 議決権の数 XX 股
××××年××月××日

基本日現在のご所有株式数 XX 株
議決権の数 XX 股

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード XXXXX

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

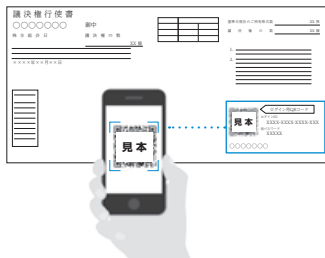
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

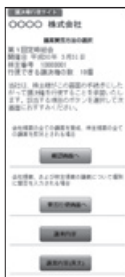
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

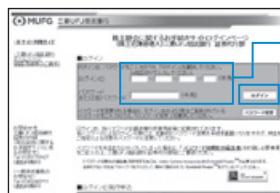
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

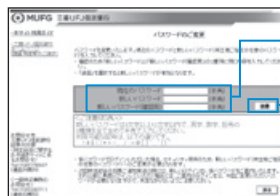
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9:00～午後9:00)

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、企業体質の一層の強化と将来の事業展開に備えるため内部留保の充実を図り、株主の皆さまには、安定配当を継続的に行うことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、業績及び今後の事業展開などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 8円 配当総額 50,365,736円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月27日

第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(新 設)
(新 設)

変更案
(削 除)
(電子提供措置等) 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。
(附則) (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第1条 定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第18条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案

取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（9名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものがあります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	すずき けいこ 鈴木 恵子 (1950年2月27日生)	2000年 6月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 監査役 2001年 6月 当社 取締役 2002年 4月 当社 代表取締役 取締役社長（現在に至る） 2004年 6月 静岡スバル自動車(株) 取締役 2006年 5月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 取締役会長 2006年 6月 静岡スバル自動車(株) 取締役会長 2009年 5月 日本機械商事(株)（本社：東京都） 代表取締役会長 2017年 6月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 代表取締役会長 2018年 5月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 取締役 2019年 7月 日本機械商事(株) 取締役会長 2021年 5月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役会長 2022年 5月 日本機械商事(株) 取締役 相談役（現在に至る）	926,370株
2 再任	すずき たけお 鈴木 武夫 (1944年3月12日生)	1967年 4月 日本輸出入銀行（現 国際協力銀行） 入行 1974年12月 当社 取締役 1980年11月 当社 常務取締役 2000年 2月 デンセイ・ラムダ(株)（現 TDKラムダ(株)） 代表取締役社長 2006年 6月 静岡スバル自動車(株) 取締役 2006年 6月 当社 取締役 2011年 6月 当社 代表取締役 専務取締役 特命事項担当 2012年 6月 当社 代表取締役 専務取締役（現在に至る） 2014年 5月 静岡スバル自動車(株) 取締役会長 2020年 5月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役会長（現在に至る） 2021年 5月 日本機械商事(株) 取締役（現在に至る）	30,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3 再任	おいし 透 大石 (1957年8月15日生)	1980年 4月 当社 入社	2,000株
		2001年 6月 当社 富士川工場長	
		2006年 4月 当社 商事部長	
		2008年 4月 当社 三島工場長	
		2011年 4月 当社 包装機械事業部門長兼務三島工場長	
		2011年 6月 当社 取締役 包装機械事業担当兼務三島工場長	
		2012年 4月 当社 取締役 包装機械事業部門担当	
		2012年 6月 当社 取締役 生産部門担当	
		2013年 4月 当社 取締役 生産部門担当兼務富士川工場長	
		2014年 4月 当社 取締役 特命事項 IT所管	
		2015年 4月 当社 取締役 IT推進室長	
		2019年 4月 当社 取締役 包装機械事業本部長	
2022年 4月 当社 取締役 渉外・関係会社担当 (現在に至る)			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4 再任	すずき やすゆき 鈴木 康之 (1955年12月3日生)	1981年 4月 当社 入社	4,000株
		2003年 4月 当社 三島工場長兼務業務課長	
		2004年 4月 当社 三島工場長	
		2010年 4月 当社 商事事業部長兼務業務課長	
		2011年 4月 当社 商事事業部長	
		2012年 4月 当社 商事事業部長兼務電機部長	
		2012年 6月 当社 執行役員 商事事業部長兼務電機部長	
		2013年 7月 当社 執行役員 商事事業部長	
		2016年 4月 当社 執行役員 富士川工場長	
		2017年 4月 当社 執行役員 特命事項担当	
		2017年 6月 当社 取締役	
		2017年10月 当社 取締役 富士川工場長兼務製造部長	
2018年 4月 当社 取締役 富士川工場長 (現在に至る)			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
5 再任	やました かずひろ 山下 一弘 (1963年5月25日生)	1984年 4月 当社 入社 2014年 4月 当社 清水工場長 2015年 6月 当社 執行役員 清水工場長 2018年 4月 当社 執行役員 包装機械事業本部 清水工場長 2019年 4月 当社 執行役員 商事事業部長 2020年 6月 当社 取締役 商事事業部長 2022年 4月 当社 取締役 包装機械事業本部長・商事事業部担当 (現在に至る) 2022年 5月 (株)共和テック 取締役 (現在に至る)	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6 再任	すずき ひろゆき 鈴木 浩之 (1975年8月30日生)	2004年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 取締役 2012年 6月 当社 取締役 (現在に至る) 2016年 5月 静岡スバル自動車(株) 取締役会長 2017年 3月 同社 代表取締役 取締役会長 2018年 5月 日本機械商事(株) (本社：東京都) 代表取締役 専務取締役 2019年 7月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役副社長 2020年 5月 静岡自動車(株) 代表取締役 取締役社長 2022年 5月 日本機械商事(株) 代表取締役 取締役会長 (現在に至る) 2022年 5月 静岡自動車(株) 取締役会長 (現在に至る)	20,370株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
7 再任	こばやし かずひと 小林 和仁 (1949年4月14日生)	2001年 6月 (株)清水銀行 取締役 経営監理部担当 2003年 6月 同行 常務取締役 支店営業部担当 2003年 7月 同行 常務取締役 総合統括部・総務管理部担当 2004年 6月 静岡スバル自動車(株) 社外監査役 2005年 4月 (株)清水銀行 専務取締役 2007年 6月 同行 代表取締役専務 2012年 6月 当社 社外監査役 2013年 6月 (株)清水銀行 常勤監査役 2019年 6月 当社 社外取締役 (現在に至る)	1,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8 再任	すずき たかのり 鈴木 孝典 (1973年12月4日生)	1998年 4月 大成建設(株) 入社 2017年 5月 (株)エコノス・ジャパン 取締役 2017年 5月 静岡自動車(株) 取締役 2017年 5月 (株)ビルメンテ 取締役 2017年 6月 日本機械商事(株)（本社：大阪府） 取締役 2019年 6月 当社 取締役（現在に至る） 2020年 5月 静岡スバル自動車(株) 代表取締役 取締役社長（現在に至る） 2022年 5月 静岡バイオオート(株) 取締役（現在に至る）	22,870株

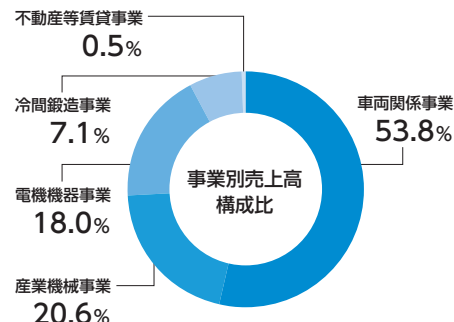
(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 小林和仁氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小林和仁氏は、金融機関における役員としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 小林和仁氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、鈴木浩之氏、小林和仁氏、鈴木孝典氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結中であり、各氏が再任された場合は、当社と各氏との間で同様の契約を継続する予定であります。

以上

1 企業集団の現況

	第120期 (2022年3月期)	前年同期比
売上高	314億 1百万円	0.8%減
営業利益	5億59百万円	28.1%減
経常利益	6億96百万円	22.3%減
親会社株主に帰属する当期純利益	7億50百万円	—



(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の進展や行動制限の緩和等により、経済活動にも緩やかな回復がみられるものの、新たな変異株による感染再拡大や世界的な半導体不足、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済環境のなか、当社グループにおきましては、「顧客対応力の充実を図る」を方針として掲げ、「人づくり」「仕組みづくり」「ものづくり」を重点課題として定め、各事業において施策を推進しております。

当連結会計年度の当社グループの売上高は、冷間鍛造事業、電機機器事業で前年同期の実績を上回りました。一方、産業機械事業は大型の液体充填ラインの売上が少なかったことで前年同期の実績を下回りました。また車両関係事業も半導体不足による車両供給遅延の影響を受けたことで前年同期の実績を下回りました。

これらの結果、売上高は、前年同期比0.8%減の314億1百万円となりました。

利益面では、産業機械事業の減収に加え、電機機器事業において利益率の低い大型案件があったため、経常利益は前年同期比22.3%減の6億9千6百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は7億5千万円（前年同期は8億4千7百万円の損失）となりました。

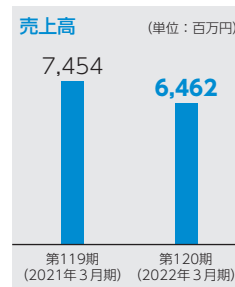
なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首より適用しており、その詳細については、「連結注記表 2 会計方針の変更に関する注記（収益認識に関する会計基準等の適用）」に記載しております。

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

産業機械事業

売上高
6,462百万円
(前年同期比13.3%減)

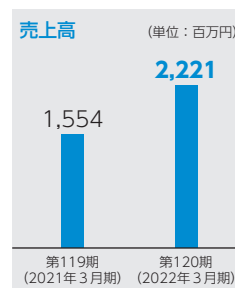
包装機械は、前年同期と比較して大型の液体充填ラインの案件が少なかったことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響と制御機器の長納期化による改修工事の延期などにより前年同期の実績を下回りました。また、部品、保守メンテナンスも前年同期の実績を下回りました。これらの結果、売上高は前年同期比13.3%減の64億6千2百万円、営業利益は前年同期比56.9%減の3億6千8百万円となりました。なお、前年同期は新型コロナウイルス感染症対策によるアルコール製剤、消毒液、石鹼、洗剤等の設備の需要が増加したことに加え、サプライチェーン補助金の後押しもあり、大型の液体充填ラインの案件が増加しました。



冷間鍛造事業

売上高
2,221百万円
(前年同期比42.9%増)

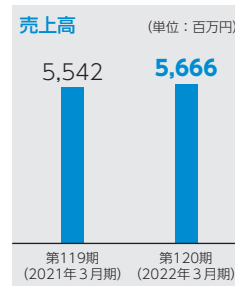
電動工具部品は、主要納入先の製品増産に伴う受注が堅調に推移し、また、産業機械部品は新規製品及び増産を要因として前年同期の実績を大きく上回りました。一方、自動車部品は主要納入先の在庫調整および生産調整により受注が減少したため前年同期の実績を下回りました。これらの結果、売上高は前年同期比42.9%増の22億2千1百万円、営業利益は売上高の増加及びそれに伴う工場操業度の向上により前年同期比270.6%増の4億4千1百万円となりました。



電機機器事業

売上高
5,666百万円
(前年同期比2.3%増)

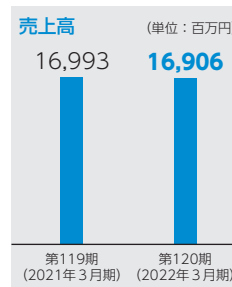
主力のFA関連機器は、電機機器メーカーの納期遅延の影響はあるものの、一定量の部品が確保できたこととシステム案件が堅調に推移したことにより、前年同期の実績を上回りました。また空調周辺部材、設備機器も前年同期の実績を上回りました。一方、空調機器は、前年同期のような大型案件がなかったため、前年同期の実績を下回りました。また冷熱機器は新型コロナウイルス感染症の影響による新築工事案件の減少、半導体不足による機器納期遅延のため、前年同期の実績を下回りました。これらの結果、売上高は前年同期比2.3%増の56億6千6百万円となりました。営業利益は設備機器において利益率の低い大型案件があったため前年同期比13.9%減の3億5千7百万円となりました。



車両関係事業

売上高
16,906百万円
(前年同期比0.5%減)

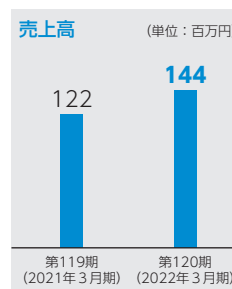
車両関係事業は、世界的な半導体不足の影響でメーカーの生産が停止した影響を受け、中古車販売は下取在庫が遅れたため、前年同期の実績を下回りました。一方、登録車、輸入車販売は、前期からの受注残により前年同期並みの実績となりました。サービス部門は、総在庫台数が前年同期を下回ったものの、車検台数の増加および提案力の向上により1台当たり売上単価が増加したため、前年同期の実績を上回りました。これらの結果、売上高は前年同期比0.5%減の169億6百万円となりました。営業利益は登録車、中古車販売の利益率が向上したため前年同期比103.6%増の3億1千万円となりました。



不動産等賃貸事業

売上高
144百万円
(前年同期比17.9%増)

売上高は、前年同期比17.9%増の1億4千4百万円、営業利益は5千2百万円（前年同期は1百万円の利益）となりました。



(2) 設備投資及び資金調達等の状況

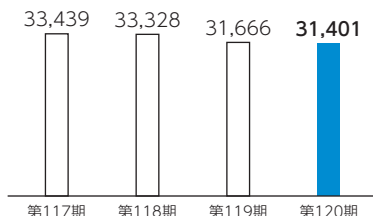
当連結会計年度に実施した設備投資額は11億4千4百万円であります。その主なものは、社有車の取得費用7億2千3百万円であります。

なお、これらに必要な資金は自己資金のほか、一部金融機関からの借入金により充当いたしました。

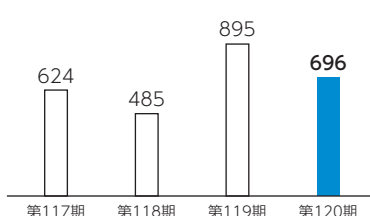
(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

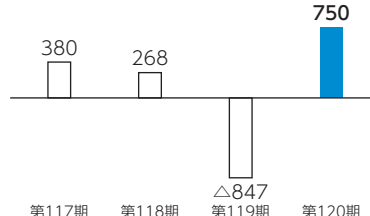
▶ 売上高 (単位：百万円)



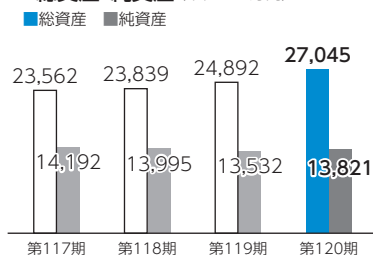
▶ 経常利益 (単位：百万円)



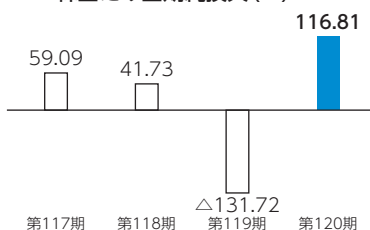
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (単位：百万円)



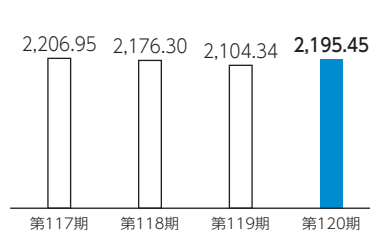
▶ 総資産/純資産 (単位：百万円)



▶ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



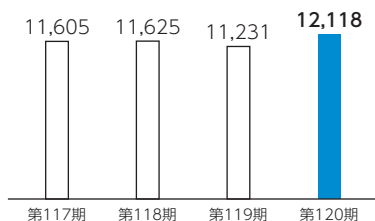
▶ 1株当たり純資産額 (単位：円)



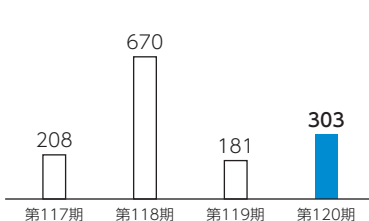
区 分	第117期 2019年3月期	第118期 2020年3月期	第119期 2021年3月期	(当連結会計年度) 第120期 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	33,439	33,328	31,666	31,401
経 常 利 益 (百万円)	624	485	895	696
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	380	268	△847	750
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	59.09	41.73	△131.72	116.81
総 資 産 (百万円)	23,562	23,839	24,892	27,045
純 資 産 (百万円)	14,192	13,995	13,532	13,821
1株当たり純資産額 (円)	2,206.95	2,176.30	2,104.34	2,195.45

② 当社の財産及び損益の状況

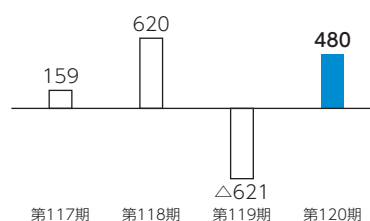
≫ 売上高 (単位：百万円)



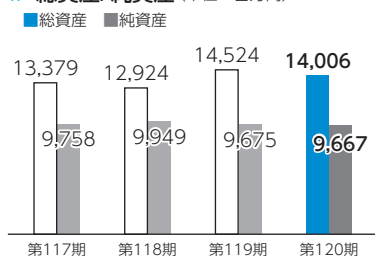
≫ 経常利益 (単位：百万円)



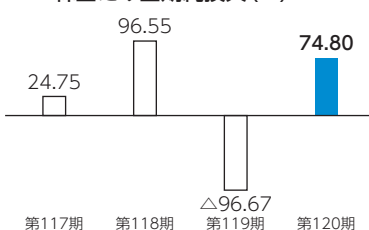
≫ 当期純利益又は当期純損失(△) (単位：百万円)



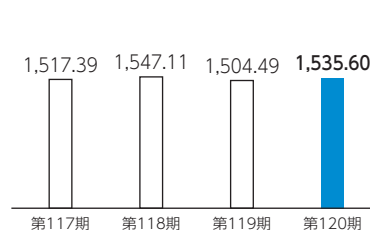
≫ 総資産/純資産 (単位：百万円)



≫ 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (単位：円)



≫ 1株当たり純資産額 (単位：円)



区 分	第117期 2019年3月期	第118期 2020年3月期	第119期 2021年3月期	(当事業年度) 第120期 2022年3月期
売 上 高 (百万円)	11,605	11,625	11,231	12,118
経 常 利 益 (百万円)	208	670	181	303
当期純利益又は当期純損失(△) (百万円)	159	620	△621	480
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	24.75	96.55	△96.67	74.80
総 資 産 (百万円)	13,379	12,924	14,524	14,006
純 資 産 (百万円)	9,758	9,949	9,675	9,667
1株当たり純資産額 (円)	1,517.39	1,547.11	1,504.49	1,535.60

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、「顧客対応力の充実を図る」をキーワードに、「人づくり」「仕組みづくり」「ものづくり」の観点から、各事業において施策を推進しております。また、ITの活用を軸とした生産性の向上、並びに人材の確保にも重要な経営課題として各事業で取り組んでまいります。

- ① 産業機械事業では、引き続き受注促進を図るとともに、予防保全の観点にたった品質向上の取り組みや保守メンテナンスサービスの拡充および事業化の検討に取り組んでまいります。製品開発においては、省人化や段取り時間の短縮、環境問題への配慮などの市場ニーズに応えるべく、独創性のある機械開発にも努めてまいります。
- ② 冷間鍛造事業では、積極的な営業活動により新規顧客の獲得に努めてまいります。また、作業環境の改善を行いつつ、ITの導入、段取り時間の短縮、自動化の推進、金型寿命の改善、機械停止時間の最小化などによる生産性向上、並びに製品の高精度化による競争力向上に努めてまいります。
- ③ 電機機器事業では、営業力、技術力の強化に取り組み、顧客開拓のため商圏の拡大を推進するとともにシステム案件の受注に注力してまいります。また、新商材の開拓や設備機器関連での工事領域拡大に取り組むとともに、ITの導入などによる働きやすい職場づくりやバックオフィスの充実にも努めてまいります。
- ④ 車両関係事業では、お客さまのライフパートナーとして、SNSやアプリなども活用し、今まで以上に価値と鮮度の高い情報を提供してまいります。また、車両だけではなくお客さま一人ひとりに合わせた商品・サービスを提案・提供できるように、企画力の向上と社内教育体制の充実を図り、これからもお客さまに寄り添い、ご満足いただけるサービスの提供を継続してまいります。また、店舗の新設やリニューアル等、事業体制の整備にも取り組むとともに、地域に根差した社会貢献活動にも取り組んでまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	主要な事業内容
産業機械事業	包装機械等の製造販売
冷間鍛造事業	冷間鍛造製品の製造販売
電機機器事業	FA機器・空調機器・冷凍機器等電機機器の販売及び空調設備設置工事
車両関係事業	車両及びその関連商品の販売修理
不動産等賃貸事業	駐車場経営及び貸自動車事業等

(6) 企業集団の主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	静岡市清水区	清水工場	静岡市清水区
本社別館	静岡市清水区	三島工場	三島市
富士川工場	富士市	沼津営業所	沼津市
浜松営業所	浜松市中区	名古屋営業所	名古屋市中区
東京営業所	東京都千代田区	大阪営業所	大阪市中央区

② 子会社

会社名	所在地
日本機械商事株式会社	東京都千代田区、大阪府大阪市中央区 他 2 拠点
静岡スバル自動車株式会社	静岡市清水区 他 県内18拠点
株式会社エコノス・ジャパン	菊川市
静岡自動車株式会社	静岡市葵区
静岡バイオート株式会社	静岡市駿河区
株式会社PUREST	静岡市駿河区 他 県内 2 拠点
株式会社共和テック	静岡市清水区

(7) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期比増減
797 (102) 名	△15 (+3) 名

(注) 使用人数は、当社グループ外から当社グループ内への出向受入者等を含み、当社グループ内から当社グループ外への出向者等を除いた就業人員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
400 (36) 名	+14 (△1) 名	39歳8か月	15年10か月

(注) 使用人数は就業人員数（契約社員14名を含み、当社から社外への出向者19名を除く）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員含む）は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
日本機械商事株式会社	50,000	100.00	包装機械の販売
静岡スバル自動車株式会社	50,000	100.00	自動車の販売修理
株式会社エコノス・ジャパン	30,000	100.00	殺菌装置、食品加工機械等の製造販売
静岡自動車株式会社	16,000	100.00	駐車場経営及び貸自動車事業
静岡バイオ株式会社	20,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社PUREST	5,000	100.00	輸入自動車の販売修理
株式会社共和テック	19,500	100.00	産業機械の製造販売

(注) 静岡バイオ株式会社及び株式会社PURESTは、静岡スバル自動車株式会社の100%子会社であります。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入残高 (千円)
株式会社静岡銀行	1,326,628
株式会社清水銀行	1,135,000
スバルファイナンス株式会社	700,000
静清信用金庫	243,331
静岡県信用農業協同組合連合会	227,500
株式会社三菱UFJ銀行	153,372

2 株式に関する重要な事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 19,200,000株
- (2) 発行済株式総数 6,295,717株 (自己株式187,606株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 993名
- (4) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
鈴与ホールディングス株式会社	1,832,260	29.10
鈴木恵子	926,370	14.71
有限会社ティエムケイ	617,600	9.80
株式会社静岡銀行	311,500	4.94
株式会社清水銀行	309,290	4.91
清水食品株式会社	204,000	3.24
静甲従業員持株会	178,200	2.83
鈴与自動車運送株式会社	104,000	1.65
中島和信	99,900	1.58
清水運送株式会社	80,000	1.27

(注) 持株比率は自己株式 (187,606株) を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 取締役社長	鈴木恵子	日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役会長
代表取締役 専務取締役	鈴木武夫	静岡スバル自動車株式会社 代表取締役 取締役会長
取締役	大石 透	包装機械事業本部長 (委嘱)
取締役	鈴木康之	富士川工場長 (委嘱)
取締役	山下一弘	商事事業部長 (委嘱)
取締役	鈴木浩之	日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役副社長 静岡自動車株式会社 代表取締役 取締役社長
取締役	伏見民生	株式会社エコノス・ジャパン 代表取締役 社長
取締役	小林和仁	
取締役	鈴木孝典	静岡スバル自動車株式会社 代表取締役 取締役社長
常勤監査役	櫻井嘉夫	
監査役	戸塚伸久	戸塚伸久税理士事務所 所長 株式会社共同会計センター 取締役
監査役	大津善敬	株式会社ハマキョウレックス 社外取締役
監査役	山口貴史	平井工業株式会社 専務取締役

- (注) 1. 取締役小林和仁氏は社外取締役であります。
2. 監査役戸塚伸久氏、大津善敬氏及び山口貴史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役戸塚伸久氏及び山口貴史氏は東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役戸塚伸久氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社と取締役鈴木浩之氏、伏見民生氏、小林和仁氏、鈴木孝典氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。
6. 当事業年度中の重要な兼職の異動について (2021年5月27日付)

新	旧	氏名
日本機械商事株式会社 代表取締役 取締役会長	日本機械商事株式会社 取締役会長	鈴木恵子

7. 当事業年度末日後の取締役の担当の異動について (2022年4月1日付)

新	旧	氏名
渉外・関係会社担当	包装機械事業本部長 (委嘱)	大石 透
包装機械事業本部長 (委嘱) 商事事業部担当	商事事業部長 (委嘱)	山下一弘

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (千円)
取締役	9	143,990
監査役	4	23,410
合計 (うち社外役員)	13 (4)	167,400 (15,400)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、1990年6月18日開催の第88回定時株主総会において年額150,000千円以内（使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名であります。
2. 監査役の報酬限度額は、1990年6月18日開催の第88回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名であります。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労金の支払いに対する引当金繰入額（取締役6名に対し10,250千円、監査役4名に対し1,750千円（うち社外役員4名に対し1,000千円））が含まれております。

(3) 役員報酬の内容の決定に関する方針等

当社は、当社の役員の報酬制度を「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、企業価値の持続的な向上を図るために、持続的な成長に不可欠な人材を確保・維持し、動機付けるための仕組み」と位置づけ、以下の点に基づき、構築・運用するものとしております。

① 取締役報酬の方針

i 基本的な考え方

- ・短期および中長期の業績と企業価値の向上を促進する報酬とする
- ・持続的な成長に不可欠な人材を確保できる報酬制度とする
- ・客観性・透明性を担保する適切なプロセスを経て決定されることとする

ii 報酬水準

役員報酬の水準については、当社の事業内容、業績及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における役員報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

iii 報酬構成

報酬構成の割合は各取締役の役位、常勤・非常勤の別、担当職務及び貢献度等を総合的に勘案して決定した固定基本報酬及び役員退職慰労金で構成し、報酬の額の全部を占めております。

役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

固定基本報酬	業績連動報酬	
	賞与	株式報酬
100%	—	—

iv 報酬ガバナンス

報酬の決定方法

報酬額は、当社が定める役員報酬規則に基づき、株主総会で決議された以下の報酬枠の範囲内で、取締役会で決定しております。取締役会としては報酬の額の決定を代表取締役取締役社長に一任することとしており、一任を受けた代表取締役取締役社長が、人事、経理を担当する執行役員と協議を行い、各人別の報酬額を決定しております。

② 監査役報酬の方針

i 基本的な考え方

- ・株主の負託を受けた監査役の業務執行が可能な優秀な人材を登用できる報酬としております。
- ・株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系としております。

ii 報酬水準

監査役報酬の水準については、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、当社と同規模の主要企業における監査役報酬水準等の指標との比較検証を行っております。

iii 報酬構成

報酬構成の割合は、監査役の役割と独立性の観点から固定基本報酬及び役員退職慰労金で構成し、報酬の額の全部を占めております。

役員退職慰労金については、「役員退職慰労金規則」に定める基準に基づき、支給総額等を決定しております。

固定基本報酬	業績連動報酬	
	賞与	株式報酬
100%	—	—

iv 報酬ガバナンス

報酬の決定方法

監査役報酬は、監査役会における監査役の協議により決定しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、代表取締役取締役社長鈴木恵子が、人事、経理を担当する執行役員と、原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役取締役社長鈴木恵子に対し各取締役の報酬の額を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当職務及び貢献度等の評価を行うには代表取締役取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、人事、経理を担当する執行役員と協議を行いその妥当性等について確認しております。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 小林 和仁

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

- iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

- iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

- v 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

小林和仁氏は、社外取締役に就任以降、金融機関における役員経験者としての豊富な経験と知識に基づき、当社の経営に対する監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

② 監査役 戸塚 伸久

- i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

戸塚伸久税理士事務所 所長

株式会社共同会計センター 取締役

当社と戸塚伸久税理士事務所及び株式会社共同会計センターとの間には、特別な利害関係はありません。

ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、税理士として必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

③ 監査役 大津 善敬

i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社ハマキョウレックス 社外取締役

当社と株式会社ハマキョウレックスの間には、特別な利害関係はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回及び監査役会13回のうち全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、金融機関における役員の経験をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

④ 監査役 山口 貴史

i 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

平井工業株式会社 専務取締役

当社と平井工業株式会社の間には、特別な利害関係はありません。

ii 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

iii 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iv 当事業年度における主な活動内容

当事業年度に開催された取締役会13回中13回及び監査役会13回中12回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するために社外の立場から適宜質問、助言を行う他、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をふまえ、必要に応じて専門的な見地からの提言を行っております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

芙蓉監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

内容	金額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	27,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」をふまえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める「株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備」について、下記のとおり「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス体制の基礎として、「経営理念」及び「静甲WAY」を定める。また、取締役社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図るとともに、必要に応じて各部署にて、規則・ガイドラインの策定、教育の実施を行う。
- ②取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに取締役社長及び監査役に報告し、遅滞なく取締役会及び経営会議において報告する。
- ③監査役は、取締役会及び経営会議に出席し、取締役の職務執行を監視する。また、当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ④監査室は、内部監査を通して各部署におけるコンプライアンスの状況を確認する。
- ⑤内部通報制度を整備し、通報者が不利益な扱いを受けないようにするとともに、不正行為等の早期発見と是正に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、取締役会規則、経営会議規則、稟議規則、文書管理規程等に基づき適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会、経営会議及び内部統制委員会において経営全般のリスク管理を行い、各部門での所管業務に付随するリスク管理は部門長が行うものとする。取締役及び部門長は、重大な損失の発生を認識もしくは予見したときには、すみやかに取締役会に報告するものとする。
- ②不測の事態が発生した場合には、リスク管理規程、緊急事態対策規程等に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び事業計画等の重要事項については事前に取締役社長及び常勤取締役によって構成される経営会議において議論を行い、その審議を経て取締役会において決定を行う。
- ②事業部門及び管理部門に対する監督機能強化のため、必要に応じて取締役の担当職務を定める。
- ③部門長は、事業推進会議で事業計画に基づいた事業推進の状況を報告し、取締役社長及び常勤取締役はそれに基づき業務執行に関する指揮監督を行う。
- ④経営の組織的・効率的推進を目的として、職務権限規則及び組織管理規則を制定し、業務執行に関する権限と責任を明確に定める。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社及びグループ会社における業務の適正を確保するため、相互に密接な連携をとりながら「経営理念」及び「静甲WAY」を共有し、各社の独立性を尊重しつつ、それぞれの事業特性に応じたコンプライアンス体制の整備及び維持を図る。
- ②当社の役員及び従業員が子会社の取締役又は監査役に就任することにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- ③グループ会社の業務執行に関する効率性の確保及び指揮監督のため、関係会社事業計画ヒアリングにより事業計画の審査を行うとともに、グループ会社には月次経営実績の報告を義務付け、四半期ごとにレビューを行う。また、グループ会社管理規則を定め、重要事項の報告及び決定に際しての事前協議をグループ会社に義務付ける。
- ④内部統制委員会において、グループ全体のコンプライアンス及びリスクに関する情報共有及び管理を行う。
- ⑤当社の監査役は、必要に応じてグループ会社の取締役に対して経営の概況を報告するよう求め、必要な場合には調査を行う。また、当社監査室は定期的にグループ会社の内部監査を行う。
- ⑥財務報告の適正性確保のため、当社及びグループ会社の取締役は、全ての従業員に対し、あらゆる機会を通じて信頼性のある財務報告の重要性を説き、その作成過程で虚偽記載及び誤謬等を生じさせない体制を確保する。また、経理規則をはじめとする社内諸規則を整備し、適切な役割分担を定め職務を明確にし、それを定期的に確認することで統制活動の継続性を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からその職務の補助を求められた場合には、監査室員がそれに対応する。監査役は監査室員の人事異動及び懲戒処分について、事前に報告を受け、必要な場合は意見を述べる事ができる。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、取締役会、経営会議、内部統制委員会等の重要な会議に出席して随時報告を求めることができる。また、重要な議事録及び稟議書等の閲覧を行うことができる。
- ②当社の取締役及び従業員は次の事項を監査役に報告する。
 - i 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実
 - ii 当社及びグループ会社の内部監査の結果
 - iii グループ会社に関する月次経営実績報告等の重要事項
 - iv その他重要な法令違反及びコンプライアンスに関する事実
- ③当社の内部通報制度において監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないよう、内部通報規程により報告者の保護を規定する。

(8) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社及びグループ会社の役員及び従業員は、監査役から業務執行に関する報告及び資料の提出を求められたときには迅速に対応しなければならない。
- ②監査役がその職務の遂行について生じる費用の支出を求めたときには、監査役の職務遂行に必要でないと思われる場合を除き、その費用を負担する。

(9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないことを基本方針とし、不当要求に対しては組織全体として断固として拒否する。
- ②警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と緊密な連携をとりながら、反社会的勢力排除のための体制を整える。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当社は、業務の適正を確保するために、取締役会で決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、当社及び子会社の内部統制システムの整備運用を行っております。また、四半期ごとに当社及び子会社の委員で構成される内部統制委員会を定期的に開催して、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理の状況について確認を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	16,622,298
現金及び預金	7,559,922
受取手形、売掛金及び契約資産	5,107,298
電子記録債権	848,208
商品及び製品	2,122,709
仕掛品	411,469
原材料及び貯蔵品	32,903
その他	591,413
貸倒引当金	△51,627
固定資産	10,423,430
有形固定資産	7,786,265
建物及び構築物	3,365,733
機械装置及び運搬具	1,197,353
土地	3,043,980
リース資産	12,410
建設仮勘定	9,078
その他	157,708
無形固定資産	323,913
のれん	66,546
その他	257,367
投資その他の資産	2,313,250
投資有価証券	1,959,089
繰延税金資産	75,615
その他	287,474
貸倒引当金	△8,929
資産合計	27,045,729

科目	金額
負債及び純資産の部	
流動負債	11,781,183
支払手形及び買掛金	4,237,535
電子記録債務	372,006
短期借入金	3,217,735
リース債務	4,937
未払法人税等	114,844
契約負債	2,096,888
賞与引当金	530,936
製品保証引当金	32,517
その他	1,173,782
固定負債	1,442,624
長期借入金	588,096
リース債務	9,110
繰延税金負債	107,312
役員退職慰労引当金	290,136
退職給付に係る負債	165,965
資産除去債務	153,938
その他	128,065
負債合計	13,223,808
株主資本	13,080,906
資本金	100,000
資本剰余金	3,151,288
利益剰余金	9,938,372
自己株式	△108,754
その他の包括利益累計額	741,013
その他有価証券評価差額金	741,013
純資産合計	13,821,920
負債及び純資産合計	27,045,729

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	31,401,491
売上原価	24,634,458
売上総利益	6,767,032
販売費及び一般管理費	6,207,518
営業利益	559,513
営業外収益	162,568
受取利息	1,418
受取配当金	59,862
助成金収入	866
仕入割引	12,294
受取賃貸料	19,366
保険解約返戻金	32,303
その他	36,456
営業外費用	25,880
支払利息	14,657
その他	11,222
経常利益	696,202
特別利益	348,947
固定資産売却益	6,817
投資有価証券売却益	342,130
特別損失	56,302
固定資産売却損	2,608
固定資産除却損	15,498
投資有価証券評価損	5,196
関係会社株式評価損	32,999
税金等調整前当期純利益	988,846
法人税、住民税及び事業税	232,202
法人税等調整額	5,801
当期純利益	750,843
親会社株主に帰属する当期純利益	750,843

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日残高	100,000	3,151,288	9,198,268	△28,640	12,420,917
会計方針の変更による 累積的影響額			92,153		92,153
会計方針の変更を反映した 当期首残高	100,000	3,151,288	9,290,422	△28,640	12,513,070
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△102,893		△102,893
親会社株主に帰属する 当期純利益			750,843		750,843
自己株式の取得				△80,114	△80,114
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	647,950	△80,114	567,836
2022年3月31日残高	100,000	3,151,288	9,938,372	△108,754	13,080,906

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2021年4月1日残高	1,111,676	1,111,676	13,532,593
会計方針の変更による 累積的影響額		—	92,153
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,111,676	1,111,676	13,624,747
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当		—	△102,893
親会社株主に帰属する 当期純利益		—	750,843
自己株式の取得		—	△80,114
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△370,663	△370,663	△370,663
連結会計年度中の変動額合計	△370,663	△370,663	197,172
2022年3月31日残高	741,013	741,013	13,821,920

連結注記表

1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 連結子会社の名称

7社
日本機械商事株式会社
静岡スバル自動車株式会社
株式会社エコノス・ジャパン
静岡自動車株式会社
静岡バイオオート株式会社
株式会社PUREST
株式会社共和テック

② 非連結子会社の名称

株式会社ビルメンテ
エススタッフサービス株式会社
有限会社清水久米タイヤサービス

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社3社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び名称

該当する会社はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

株式会社ビルメンテ
エススタッフサービス株式会社
有限会社清水久米タイヤサービス
株式会社サープス

(持分法を適用しない理由)

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|--|
| i 有価証券 | その他有価証券 |
| A 市場価格のない株式等以外のもの | 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| B 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ii 棚卸資産 | 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） |
| A 商品 | |
| a 車両関係事業 | 個別法 |
| b その他 | 移動平均法 |

- | | | |
|---|---------------|--------------------------|
| B | 製品・仕掛品 | 個別法 |
| a | 産業機械事業・車両関係事業 | ただし、自社製作の共通部品については、先入先出法 |
| b | 冷間鍛造事業 | 総平均法 |
| C | 原材料 | 移動平均法 |
| D | 未成工事支出金 | 個別法 |
| E | 貯蔵品 | 最終仕入原価法 |

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | | |
|-----|------------------|---|
| i | 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年
機械装置及び運搬具 2～15年 |
| ii | 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| iii | リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |

③ 重要な引当金の計上基準

- | | | |
|-----|-----------|--|
| i | 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基に今後の回収可能性を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ii | 賞与引当金 | 従業員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 |
| iii | 役員賞与引当金 | 役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上することとしております。
なお、当連結会計年度に計上すべき金額はありません。 |
| iv | 製品保証引当金 | 当社製品の無償保証期間に発生する無償修理費に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。 |
| v | 製品補償引当金 | 当社製品の瑕疵担保責任に基づく製品補償損失に備えるため、発生見込額を計上することとしております。
なお、当連結会計年度に計上すべき金額はありません。 |
| vi | 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。 |

④ 収益及び費用の計上基準

商品及び製品の販売

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

産業機械事業（工事契約を除く）においては、包装機械、殺菌装置、食品加工機械及びF A生産システムの製造及び販売、冷間鍛造事業においては、冷間鍛造製品の製造及び販売、電機機器事業においては、F A機器、空調機器及び冷凍機器等電機機器の販売、並びに車両関係事業においては、車両及びその関連商品の販売を行っております。

このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除し

工事契約

た純額を収益として認識しております。

産業機械事業においては、包装機械、殺菌装置、食品加工機械及びF A生産システムの製造及び販売、電機機器事業においては、空調設備設置工事について、工事契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、産業機械事業の包装機械等の販売契約において、無償保証期間内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

⑤ その他

- i 退職給付に係る負債の計上基準 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- ii のれんの償却額及び償却期間 のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

2 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当社及び連結子会社における主な変更点は以下のとおりです。

商品及び製品の販売

従来、商品及び製品の販売に関して、出荷基準により収益を認識しておりましたが、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識する方法に変更しております。

また、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、従来、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額を収益として認識する方法を採用しておりましたが、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

工事契約

工事契約に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準、その他の工事については工事完成基準により収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。また、期間がごく短い工事及び一時点で充足される履行義務については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識する方法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は425,275千円減少し、売上原価は419,411千円減少し、販売費及び一般管理費は8,316千円減少し、営業利益は2,452千円増加し、営業外費用が43,690千円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ46,143千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は92,153千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、連結計算書類に与える影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産(繰延税金負債と相殺前) 963,917千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
繰延税金資産の回収可能性を判断するにあたり、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に基づく企業の分類、将来の課税所得の見積り、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等、将来の課税所得及びタックス・プランニングに基づき、回収可能性があると判断した金額を繰延税金資産として計上しております。
- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
繰延税金資産の回収可能性は、事業計画等を基礎とした将来の課税所得の見積り及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングに基づいて判断しており、その主要な仮定は、期末における将来減算一時差異の解消見込時期であります。
- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
経済動向の変動等により将来の課税所得及び将来減算一時差異の解消見込時期に見直しが必要となり、繰延税金資産の一部または全部の回収ができないと判断した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益

(1) 当連結会計年度の計算書類に計上した金額 1,447,216千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法
一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合(インプット法)で算出しております。
- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
工事原価総額の見積りの前提条件は必要に応じて見直しを行い、変更があった場合には、その影響額が信頼性をもって見積もることが可能となった連結会計年度に認識しております。
- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響
将来、工事原価総額の見積りの前提条件の変更等(設計変更や天災等)により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌連結会計年度に係る連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,234,026千円

5 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数 (株)	当連結会計年度増加株式数 (株)	当連結会計年度減少株式数 (株)	当連結会計年度末株式数 (株)
発行済株式 普通株式	6,483,323	—	—	6,483,323
合計	6,483,323	—	—	6,483,323
自己株式 普通株式	52,506	135,100	—	187,606
合計	52,506	135,100	—	187,606

(注) 普通株式の自己株式数の増加135,100株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 第119回定時株主総会	普通株式	51,446	8	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年10月22日 取締役会	普通株式	51,446	8	2021年9月30日	2021年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月24日 第120回定時株主総会	普通株式	50,365	利益剰余金	8	2022年3月31日	2022年6月27日

6 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。デリバティブ取引は、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う等リスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については毎月末ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金及び電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

借入金は運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的とした借入であり、固定金利で借入を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。(注)2参照)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,817,283千円	1,817,283千円	－千円
資産計	1,817,283	1,817,283	
長期借入金	588,096	583,329	△4,766
負債計	588,096	583,329	△4,766

(注) 1 現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、短期借入金、支払手形及び買掛金、電子記録債務等は短期間で決済されるため、時価が帳簿価格に近似することから、記載を省略しております。

2 非上場株式（連結貸借対照表計上額141,805千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	1,817,283千円	－	－	1,817,283千円

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	583,329千円	－	583,329千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

7 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、静岡市葵区等において、賃貸用の立体駐車場（土地を含む）などの賃貸等不動産を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時価
375,341千円	733,758千円

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 2 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。
 ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

8 収益認識に関する注記**(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

	報告セグメント					合計
	産業機械事業	冷間鍛造事業	電機機器事業	車両関係事業	不動産等賃貸事業	
一時点で移転される財	1,175,317千円	2,221,398千円	4,624,753千円	16,904,468千円	－千円	24,927,938千円
一定の期間にわたり移転される財	5,286,958	－	1,042,185	－	－	6,329,143
顧客との契約から生じる収益	6,462,275	2,221,398	5,666,938	16,906,468	－	31,257,081
その他の収益	－	－	－	－	144,409	144,409
外部顧客への売上高	6,462,275	2,221,398	5,666,938	16,906,468	144,409	31,401,491

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「1 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報**① 契約資産及び契約負債の残高等**

契約資産1,015,698千円は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した工事契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。

契約負債2,096,888千円は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について、注記の記載を省略しております。

9 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,195円45銭
 (2) 1株当たり当期純利益 116円81銭

10 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	当期	(ご参考) 前期
資産の部		
流動資産	7,423,809	7,570,875
現金及び預金	2,570,629	2,762,333
受取手形	302,638	441,697
電子記録債権	411,411	305,877
売掛金	2,211,541	1,772,270
契約資産	662,924	—
商品及び製品	619,885	459,589
仕掛品	361,094	1,529,687
原材料及び貯蔵品	20,208	20,554
前払費用	37,338	40,425
関係会社短期貸付金	150,000	150,000
その他	116,041	103,005
貸倒引当金	△39,905	△14,565
固定資産	6,582,332	6,953,616
有形固定資産	2,230,169	2,096,991
建物	902,120	862,518
構築物	47,431	54,431
機械及び装置	415,275	243,073
車両運搬具	27,156	42,735
工具、器具及び備品	92,648	117,896
土地	724,003	724,003
リース資産	12,840	18,449
建設仮勘定	8,693	33,883
無形固定資産	216,900	164,007
ソフトウェア	205,010	145,080
ソフトウェア仮勘定	11,890	18,926
その他	0	0
投資その他の資産	4,135,262	4,692,617
投資有価証券	1,398,961	1,922,084
関係会社株式	2,589,858	2,623,358
その他	150,116	151,304
貸倒引当金	△3,675	△4,130
資産合計	14,006,142	14,524,492

科目	当期	(ご参考) 前期
負債及び純資産の部		
流動負債	3,921,876	4,120,999
支払手形	74,888	67,532
電子記録債務	372,006	352,671
買掛金	932,447	1,075,478
短期借入金	1,212,527	1,320,004
リース債務	4,937	6,135
未払金	303,840	288,762
未払費用	100,399	95,156
未払法人税等	71,125	20,930
未払消費税等	228,271	8,298
契約負債	298,426	575,061
預り金	16,183	14,780
賞与引当金	274,305	261,719
製品保証引当金	32,517	34,469
固定負債	416,571	728,421
長期借入金	9,978	72,505
リース債務	9,110	14,048
繰延税金負債	130,190	296,465
退職給付引当金	27,631	19,487
役員退職慰労引当金	137,937	125,937
資産除去債務	33,600	33,427
その他	68,122	166,549
負債合計	4,338,447	4,849,421
株主資本	9,130,786	8,801,082
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	3,070,587	3,070,587
資本準備金	1,833,576	1,833,576
その他資本剰余金	1,237,010	1,237,010
利益剰余金	6,068,954	5,659,135
利益準備金	211,715	211,715
その他利益剰余金	5,857,239	5,447,420
買換資産圧縮積立金	181,328	185,055
オープンバージョン促進積立金	7,500	7,500
別途積立金	4,316,000	4,316,000
繰越利益剰余金	1,352,410	938,865
自己株式	△108,754	△28,640
評価・換算差額等	536,908	873,988
その他有価証券評価差額金	536,908	873,988
純資産合計	9,667,694	9,675,071
負債及び純資産合計	14,006,142	14,524,492

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	12,118,871
売上原価	9,882,337
売上総利益	2,236,534
販売費及び一般管理費	2,171,612
営業利益	64,922
営業外収益	243,891
受取利息	1,870
受取配当金	184,171
その他の営業外収益	57,849
営業外費用	5,777
支払利息	5,481
その他の営業外費用	296
経常利益	303,035
特別利益	320,368
固定資産売却益	6,138
投資有価証券売却益	314,230
特別損失	45,941
固定資産売却損	128
固定資産除却損	12,312
関係会社株式評価損	33,499
税引前当期純利益	577,463
法人税、住民税及び事業税	106,588
法人税等調整額	△9,901
当期純利益	480,775

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

当期

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金				
						買換資産 圧縮積立金	オーフイノパー ション促進積立金	別 積立 途 金	繰越利益 剰余金	
2021年4月1日残高	100,000	1,833,576	1,237,010	3,070,587	211,715	185,055	7,500	4,316,000	938,865	5,659,135
会計方針の変更による累積的影響額									31,935	31,935
会計方針の変更を反映した当期首残高	100,000	1,833,576	1,237,010	3,070,587	211,715	185,055	7,500	4,316,000	970,801	5,691,071
事業年度中の変動額										
買換資産圧縮積立金の取崩						△3,726			3,726	-
剰余金の配当									△102,893	△102,893
当期純利益									480,775	480,775
自己株式の取得										-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△3,726	-	-	381,609	377,882
2022年3月31日残高	100,000	1,833,576	1,237,010	3,070,587	211,715	181,328	7,500	4,316,000	1,352,410	6,068,954

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日残高	△28,640	8,801,082	873,988	873,988	9,675,071
会計方針の変更による累積的影響額		31,935		-	31,935
会計方針の変更を反映した当期首残高	△28,640	8,833,018	873,988	873,988	9,707,007
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		-		-	-
剰余金の配当		△102,893		-	△102,893
当期純利益		480,775		-	480,775
自己株式の取得	△80,114	△80,114		-	△80,114
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額 (純額)			△337,080	△337,080	△337,080
事業年度中の変動額合計	△80,114	297,768	△337,080	△337,080	△39,312
2022年3月31日残高	△108,754	9,130,786	536,908	536,908	9,667,694

(ご参考) 前期

(単位：千円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
					買換資産圧縮積立金	オープンイノベーション促進積立金	別積立金	途金	繰越利益剰余金		
2020年4月1日残高	100,000	1,833,576	1,237,010	3,070,587	211,715	189,000	-	4,316,000	1,666,978	6,383,693	
事業年度中の変動額											
買換資産圧縮積立金の取崩						△3,945			3,945	-	
オープンイノベーション促進積立金の積立							7,500		△7,500	-	
剰余金の配当									△102,894	△102,894	
当期純損失									△621,663	△621,663	
自己株式の取得										-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△3,945	7,500	-	△728,113	△724,558	
2021年3月31日残高	100,000	1,833,576	1,237,010	3,070,587	211,715	185,055	7,500	4,316,000	938,865	5,659,135	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	△28,593	9,525,687	423,604	423,604	9,949,292
事業年度中の変動額					
買換資産圧縮積立金の取崩		-		-	-
オープンイノベーション促進積立金の積立		-		-	-
剰余金の配当		△102,894		-	△102,894
当期純損失		△621,663		-	△621,663
自己株式の取得	△46	△46		-	△46
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			450,384	450,384	450,384
事業年度中の変動額合計	△46	△724,604	450,384	450,384	△274,220
2021年3月31日残高	△28,640	8,801,082	873,988	873,988	9,675,071

個別注記表

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

- i 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ii その他有価証券
 - A 市場価格のない株式等以外のもの
事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - B 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- i 商品
移動平均法
- ii 包装機械 製品・仕掛品
個別法
ただし、自社製作の共通部品については、先入先出法
- iii 冷間鍛造 製品・仕掛品
総平均法
- iv 原材料
移動平均法
- v 未成工事支出金
個別法
- vi 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法
ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ 長期前払費用

均等償却

④ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基に今後の回収可能性を勘案した率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度に計上すべき金額はありません。

④ 製品保証引当金

当社製品の無償保証期間に発生する無償修理費に備えるため、過去の実績に基づく発生見込額を計上しております。

⑤ 製品補償引当金

当社製品の瑕疵担保責任に基づく製品補償損失に備えるため、発生見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度に計上すべき金額はありません。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑦ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売

産業機械事業（工事契約を除く）においては、包装機械の製造及び販売、冷間鍛造事業においては、冷間鍛造製品の製造及び販売、電機機器事業においては、F A 機器、空調機器及び冷凍機器等電機機器の販売、並びに車両関係事業においては、車両関連商品の販売を行っております。

このような商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。

なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

工事契約

産業機械事業においては、包装機械の製造及び販売、電機機器事業においては、空調設備設置工事について、工事契約を締結しております。

当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

また、産業機械事業の包装機械等の販売契約において、無償保証期間内に生じた製品等の欠陥による故障に対して無償で修理又は交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

2 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」〔企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。〕等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これによる、当社における主な変更点は以下のとおりです。

商品及び製品の販売

従来、商品及び製品の販売に関して、出荷基準により収益を認識しておりましたが、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識する方法に変更しております。また、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、従来、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額を収益として認識する方法を採用しておりましたが、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識する方法に変更しております。

工事契約

工事契約に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準、その他の工事については工事完成基準により収益を認識しておりましたが、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断した工事契約については、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識する方法に変更しております。また、期間がごく短い工事及び一時点で充足される履行義務については、顧客に製品を引き渡した時点で収益を認識する方法を採用しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主に見積工事総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しております。

収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の売上高は243,514千円減少し、売上原価は190,425千円減少し、売上利益及び営業利益はそれぞれ53,088千円減少し、営業外費用が41,155千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ11,933千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は31,935千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しております。これによる、計算書類に与える影響はありません。

3 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 234,350千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「3（会計上の見積りに関する注記）繰延税金資産の回収可能性（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 1,142,475千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「3（会計上の見積りに関する注記）履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 5,097,856千円

(2) 保証債務

以下の関係会社の仕入及び経費等に係る債務に対して債務保証を行っております。

株式会社PUREST 207,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 1,586,709千円

短期金銭債務 28,221千円

5 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 3,477,799千円

仕入高 202,153千円

販売費及び一般管理費 69,086千円

営業取引以外の取引高 196,943千円

6 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
自己株式 普通株式	52,506	135,100	—	187,606
合計	52,506	135,100	—	187,606

(注) 普通株式の自己株式数の増加135,100株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

7 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	11,555千円
賞与引当金	108,302千円
退職給付引当金	9,367千円
役員退職慰労引当金	46,760千円
製品保証引当金	11,023千円
長期未払金	22,533千円
減損損失	364,649千円
関係会社株式評価損	11,356千円
資産除去債務	11,390千円
その他	50,073千円
繰延税金資産 小計	647,013千円
評価性引当額	△412,663千円
繰延税金資産 合計	234,350千円
(繰延税金負債)	
買換資産圧縮積立金	△92,995千円
その他有価証券評価差額金	△271,544千円
繰延税金負債 合計	△364,540千円
繰延税金負債の純額	△130,190千円

8 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本機械商事(株)	東京都千代田区	50,000	各種包装機械並びに包装機械プラントの販売	所有 直接100%	包装機械等の販売 従業員の兼任	包装機械等の販売	3,323,136	売掛金 契約資産 契約負債	926,235 632,228 285,931
子会社	静岡自動車(株)	静岡県静岡市	16,000	駐車場業・レンタカー業	所有 直接100%	車両の賃借 資金の貸付 従業員の兼任	利息の受取	473	関係会社 短期貸付金	150,000
子会社	(株)PUREST	静岡県静岡市	5,000	輸入自動車の販売修理	所有 間接100%	商品の販売 債務の保証	取引先の支払債務に対する債務保証(注3)	207,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 包装機械等の販売については取引の都度価格交渉のうえ、市場の実勢価格をみて価格を決定しております。
- 2 資金の貸付については市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- 3 取引先との仕入等の債務に対して債務の保証を行っております。債務保証に係る保証料等は受領しておりません。
- 4 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	産業機械事業	冷間鍛造事業	電機機器事業	車両関係事業	不動産等賃貸事業	合計
一時点で移転される財	988,207千円	2,221,398千円	4,639,625千円	833,722千円	－千円	8,682,953千円
一定の期間にわたり移転される財	2,334,679	－	1,042,185	－	－	3,376,865
顧客との契約から生じる収益	3,322,887	2,221,398	5,681,810	833,722	－	12,059,818
その他の収益	－	－	－	－	59,053	59,053
外部顧客への売上高	3,322,887	2,221,398	5,681,810	833,722	59,053	12,118,871

(注) その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債等

契約資産662,924千円は、一定の期間にわたって履行義務が充足されると判断した工事契約について、履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識された収益の対価に対する権利であります。

契約負債293,426千円は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について、注記の記載を省略しております。

10 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,535円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 74円80銭

11 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

静甲 株式会社
取締役会 御中

芙蓉 監査法人

静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 杉原 賢一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 金田 洋一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、静甲株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、静甲株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び取締役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

静甲 株式会社
取締役会 御中

芙蓉 監査法人
静岡県静岡市

指 定 社 員 公認会計士 杉原 賢一
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 金田 洋一
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、静甲株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は2021年4月1日から2022年3月31日までの第120期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事務所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人芙蓉監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

静甲株式会社 監査役会

常勤監査役 櫻井嘉夫 ㊟

社外監査役 戸塚伸久 ㊟

社外監査役 大津善敬 ㊟

社外監査役 山口貴史 ㊟

以上

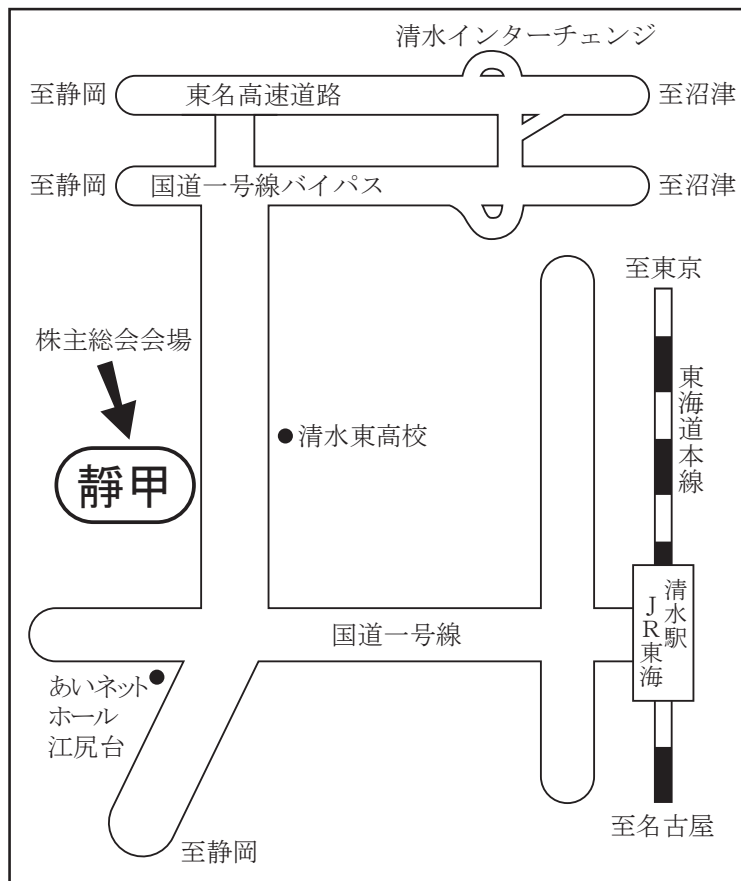
定時株主総会会場ご案内図

会場

静岡県静岡市清水区天神二丁目8番1号
当社 清水工場2階会議室

交通

東名高速：清水インターチェンジより車で5分
JR東海：清水駅より徒歩15分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。